

第1章 計画策定の考え方

1 計画の目的

我が国では、人口減少や少子高齢化、情報化、国際化が急激に進行するなど、若者を取り巻く状況は大きく変化しています。

「子ども・若者育成支援推進法」の施行から15年が経過し、教育、福祉、医療、雇用等の関係分野間の連携が進むなど一定の成果が見られます。

また、令和3年4月に、第3次「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、政府は、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指すとともに、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進し、社会全体で子ども・若者の健全育成に取り組むとしています。

一方、生きづらさを抱える若者の課題は、ひきこもりや若年無業者（ニート）、ヤングケアラーなど、複雑化・多様化しており、加えて、新型コロナウイルス感染症の流行等が若者の生活、学び、働き方、人とのつながりに大きな影響を及ぼしたことで、不安や困難を抱える若者の状況は深刻な状態にあります。そのため、これらの課題に対するより包括的・横断的な支援の整備が求められています。

文京区では、令和7年1月、初の試みとして区内在住の19～39歳までの若者全員を対象に、「若者の生活と意識に関する調査」を実施しました。これにより、若者の意見を把握するとともに、若者が抱える多様な課題や本区特有の傾向を明らかにしました。

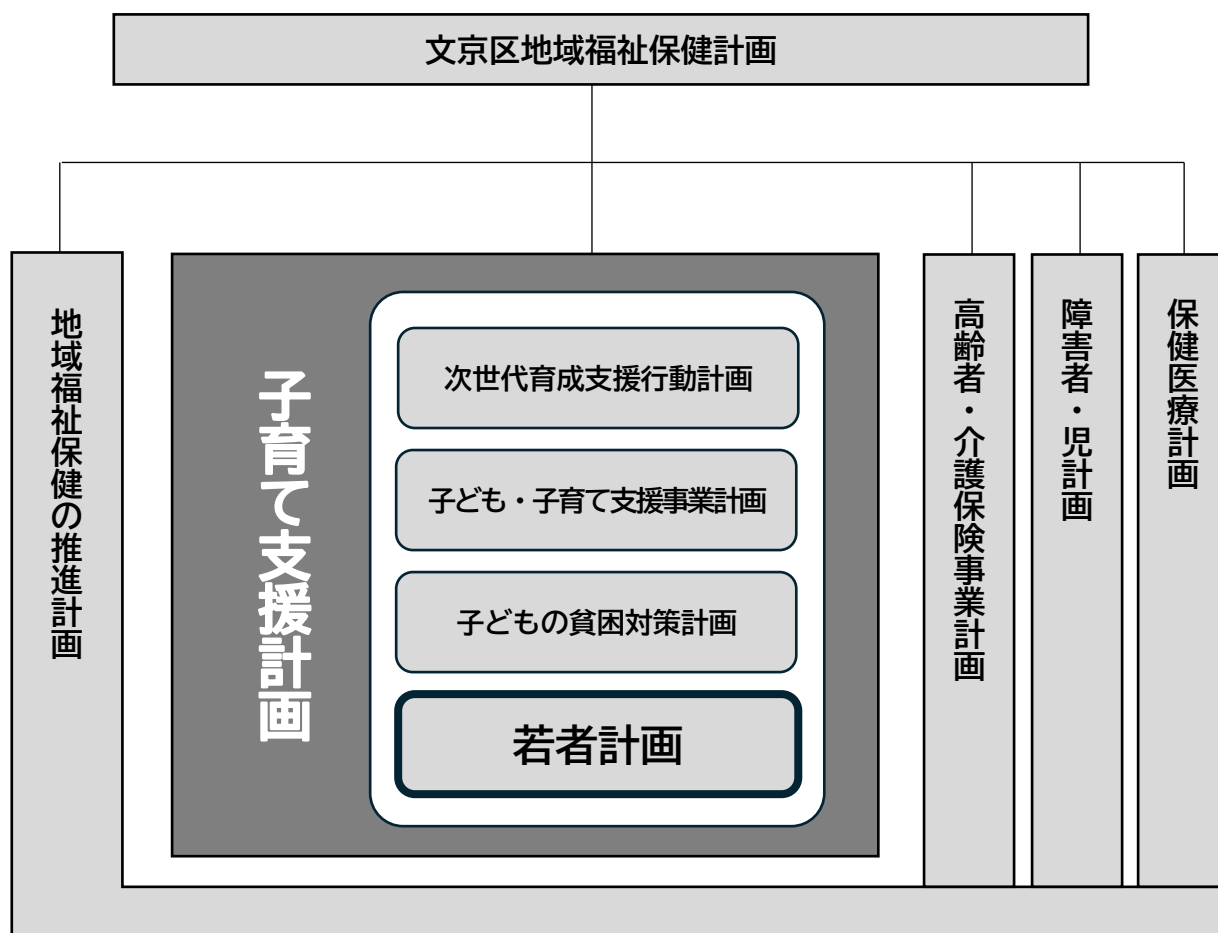
このような状況を踏まえ、文京区は「若者計画」（令和8年度～11年度）を策定します。

悩みや困難、生きづらさを抱える若者やその家族の支援に関する視点、多様な生き方を選択できる仕事と生活の調和に関する視点、全ての若者が自らの居場所を持ち、成長や活躍ができる社会の実現に関する視点について、多角的に若者支援を推進することで、全ての若者が身体的・精神的・社会的に良好な状態で生活を送ることができる社会を目指します。

Ⅱ 2 計画の性格・構成

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく、若者育成支援に係る計画であり、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つである「子育て支援計画」に内包されます。

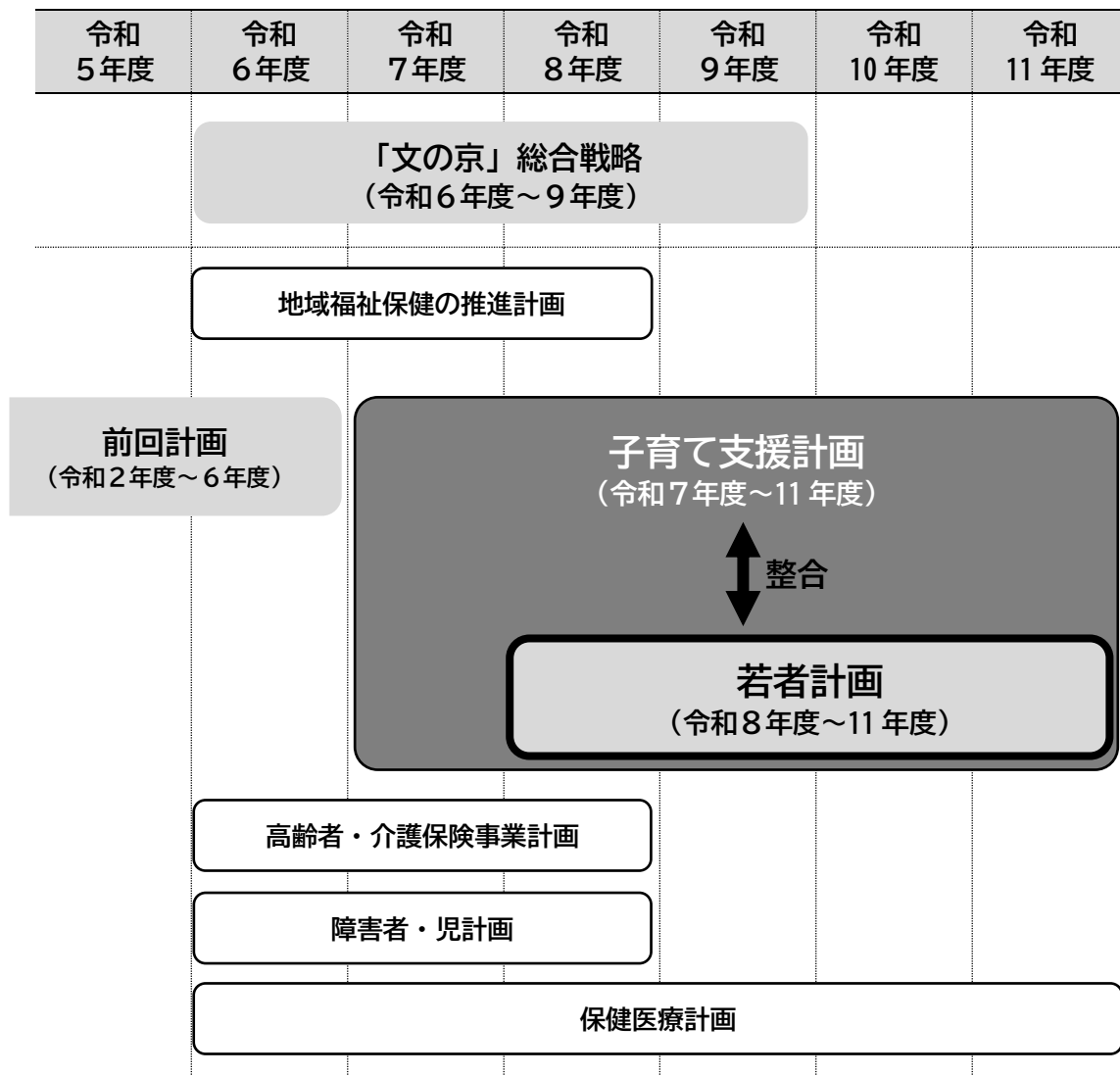
計画の作成にあたっては、「子育て支援計画」との整合性を図るとともに、「こども大綱」の理念を十分に勘案した上で実施しています。



3 計画の期間

計画期間は、「子育て支援計画」の終期と合わせ、令和8年度から11年度までの4年間とします。

なお、将来人口の変化等により、計画期間中に見直しが必要な状況となった場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



4 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っていきます。